会議録

会議の名称	令和5年度 第1回西東京市居住支援協議会
開催日時	令和5年8月10日(木)午前10:00~正午
開催場所	田無第二庁舎 4階会議室
出席者	《出席》 【座長】山本委員、【副座長】榊原委員、 名古屋委員、及川委員、古園委員、高月委員、関根委員、池嶋委員、田島委員 橘委員、海老澤委員、岡田委員、堀委員、和田委員、 《欠席》 上田委員、仲委員 《事務局》住宅課住宅係:國峯係長、山本主査、山田主任、竹內主事
議事	 【議題1】 住宅セーフティネット事業の実績の報告 【議題2】 西東京市居住支援セミナーの実施について 【議題3】 西東京市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画【改定案】について
会議資料の 名 称	1 西東京市居住支援協議会委員名簿 2 住宅セーフティネット事業の実績 3 西東京市居住支援セミナーの実施について 4-1 西東京市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画改定スケジュール【案】 4-2 西東京市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画【主な変更点〉 4-3 西東京市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画【改定案】 4-4 西東京市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画 参考資料1 西東京市居住支援協議会設置要綱 参考資料2 物件探しから契約までの流れ 参考資料3 お申込み後の流れ 当日資料 安心居住制度(高月委員からの情報提供)
記録方法	□全文記録 ■発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記録
→ → → → → → → → → → → → → → → → → → →	

会議内容

1 開会

- ・西東京市の職員人事により委員変更があり、総務部危機管理課長が仲委員に、健康福祉部障害福祉課長が海老澤委員に、まちづくり部住宅課長が榊原委員に変更となったことが報告された。
- ・委員会終了後、発言者の発言内容ごとの要点記録による会議録を作成し、一般に公開する。
- ・参考資料2と3は会議終了後、回収する。
- ・本日の傍聴希望者は5名である。

2 副座長の選出

○山本座長

副座長である坂本委員が人事異動により所属変更となったため、新たな副座長の選出を行う。 西東京市居住支援協議会設置要綱では、委員の互選により定めることとしているが、何か提案は あるか。

○山本座長

提案が無いようであれば、前副座長の住宅課長の後任である榊原委員に就任してもらうことで、異議のある委員はいるか。

~各委員 異議なし~

異議がないようであれば、本協議会における副座長に榊原委員を選出する。

【議題1】住宅セーフティネット事業の実績の報告

○山本座長

事務局からの説明を求める。

○事務局

< 資料 2 に基づき、令和 4 年度及び令和 5 年度第 1 四半期における住宅セーフティネット相談実績を説明>

説明内容の要点は以下のとおり。

- ・ 令和 4 年度の民間賃貸住宅への申込件数が146件で、令和 3 年度の105件と比較して約1.4倍増加。
- ・申込件数146件のうち69件が入居成立しており、入居率は47.3%。 令和3年度の33.3%と比較して14ポイント上昇。
- ・令和5年6月30日時点の民間賃貸住宅への入居支援実績において申込件数は49件で、令和4年度の同時期は52件で、ほぼ同じペースで受付している状況。
- ・令和4年度の民間賃貸住宅への入居支援の相談元については、申込件数146件のうち83件が本人以外からの相談。
- ・令和5年度6月30日時点の民間賃貸住宅への入居支援の相談元については、申込件数49件のうち、23件が本人以外からの相談。

○山本座長

只今の事務局からの説明について、何か質疑や意見等はあるか。

○堀委員

令和4年度の実績でその他世帯の数が増加している。その他世帯の内訳を教えてほしい。

○事務局

細かく数字は出してはいないが、低所得者・被保護世帯が多い状況である。その他に、外国人世帯や児童養護施設退所者からの相談があるが、大半は低所得者である。

○山本座長

高齢者で低所得者や障害者で低所得者というように、実績の数として重複はしていないか。

○事務局

割合としては重複していない。低所得で被保護者の中に外国籍である方などはいる。

○山本座長

その他世帯が増えてきているのは、様々な点で課題のある方が多様化しているというのを感じる。

○関根委員

令和3年度から令和4年度にかけて入居率が14%増加している。これは不動産関係や居住支援 団体の尽力によるものか。

○事務局

居住支援法人や不動産事業者による協力があってこそだと考えている。これまで契約成立に至った不動産事業者を見ると、令和3年度までに繋がりのなかった不動産事業者との契約が増えてきている。また、居住支援協議会を通して作成した居住支援普及啓発のDVDの配布等をきっかけにご協力いただいた不動産事業者もある。

○山本座長

入居率が上がったということに対して、及川委員はどのように考えているか。

○及川委員

入居率の上昇の一番の要因は、協力してくれる登録事業者が増えてきたことだと考えるので、 引き続き、両団体で登録事業者が増えていくよう活動を行っていきたい。

○名古屋委員

支援を受ける側として、市の制度や支援体制というものを知る機会が増えてきたのではないか。今まではお部屋探しというと、先ずは不動産店に相談するというのが傾向としてあったが、 最近では高齢者の方だと市の担当部署に相談し、そこからお部屋探しの相談を受けることが増えてきている。

○山本座長

今の意見を踏まえると、入居率の上昇は不動産事業者の協力があってこそではあるが、居住支援協議会としての役割も一定程度は果たしているのではないかと考える。令和4年度の実績で、障害者世帯の申込者として一番多いのが精神障害の方で9名のうち入居は2名だが、やはり精神障害の方の入居は難しいということか。

○事務局

都営住宅の抽選に当選したことでキャンセルになった方がいるが、精神疾患の方の多くは入居が難しく、継続している案件である。

○山本座長

資料2の2 民間賃貸住宅への入居支援実績で令和5年6月30日時点の申込件数が49件だが、この件数は例年と比較してどの程度なのか確認したい。

○事務局

昨年度の同じ時期では52件で、昨年度とほぼ同じペースで申込がある状況である。

○山本座長

コロナの影響はまだあると考えているのか。それともその影響は既に脱してはいるものの失業

の方が増えてきているのか、感覚的なものでよいので教えてほしい。

○事務局

今年度は家賃滞納が原因で引越をしなければいけないケースが多い。ご相談させていただく居住支援法人からも家賃滞納者の相談が多い感覚があると聞いている。

○山本座長

家賃滞納者が多いことについて、田島委員から何か意見はあるか。

○田島委員

生活保護の申請にあたり、家賃滞納により退去命令が出ている、又は退去命令は出ていないけれども家賃を1か月から2か月滞納しており、自分ではどうにもならなくて生活保護を考え始めたという相談はある。家賃滞納の理由がコロナによる原因であるかまでの分析はできていないが、生活保護の申請自体は令和5年度に入り、前年度と比較すると増加している状況である。

○山本座長

福祉部署等の本人以外からの相談が増えてきているというのは、居住支援の取組みが普及している点ではよいことである。これについて橘委員から何か意見はあるか。

○橘委員

高齢者支援課は地域包括支援センターと連携している中で、住宅に関する相談も受けている。 これまで息子や娘等が援助をして生活が成り立っていたが、コロナの影響により収入が減少した ことで援助ができなくなったことで、終の棲家としての住宅相談を受けることがあると聞いてい る。

○山本座長

他に意見等はあるか。

~各委員 意見なし~

【議題2】西東京市居住支援セミナーの実施について

○山本座長

事務局からの説明を求める。

○事務局

<資料3と参考資料2・3について説明>

説明内容の要点は以下のとおり。

- ・居住支援協議会事務局では、令和3年度から家主や不動産業者等を対象に居住支援セミナー を実施、住宅確保要配慮者の理解等に努めてきた。
- ・令和5年度については、住宅確保要配慮者の相談元である福祉関係者や支援者を対象者に検討。
- ・セーフティネット事業の相談にあたり、福祉関係者等を通じて相談に繋がることが多く、物件探しには一定の時間がかかることや候補となる物件は全ての希望を満たすものではない等の事情を福祉関係者等にもご理解頂き、お互いに連携できるようにして、円滑な入居支援につなげていきたいと考えている。

・セミナーの開催時期は、今年の10月下旬から11月上旬の間で予定しており、ホームネット株式会社の種田様に講師を依頼予定。

○山本座長

居住支援セミナーについて、事務局から説明があったが、何か意見・提案等はあるか。

○岡田委員

前回の協議会の際に、子育て世帯は住宅相談はするが自身でも探すことがあるため、途中から 連絡が途絶えてしまうことがあると聞いている。子育て世帯にとって居住支援がどのように有効 活用できるか、レクチャーしてもらえるとありがたい。

○山本座長

シングルマザーを含め子育て世帯の方の相談があっても、お一人の力で探される方が多くいることは聞いている。それでも相談できる場所があるというのはよいことだと思う。最近では、女性そのものが課題を抱えられていて、一人で生きてこられた方々が、どのような支援制度があるか分からないというような声を聞いたことがある。このような現状を踏まえて、和田委員から居住支援協議会について何か意見はあるか。

○和田委員

女性に関する相談は様々な課題が複合化・複雑化されているが、男女平等参画推進センターが そのような相談について対応をしている。また居住に関する相談としては、居住支援協議会と連 携しながら対応をしている。それとは別に最近ではLGBTの関係で居住に関する相談も出てきてい る。そのような相談に対してどのように対応をしていくかが課題である。

○山本座長

堀委員からは何か意見はあるか。

○堀委員

外国人という点で居住支援協議会との関わりはある。多文化共生センターでは外国人からの相談を受け付けているが、昨年の相談件数は100件程度で、うち住宅に関する相談は5件であった。具体的には、都営住宅に引っ越したい、それに伴う手続きの仕方や書類の書き方などの相談である。また、子どもを呼び寄せるために新しい住まいを探したいという相談もあり、それについては、住宅課と連携を図りながら対応をしたと聞いている。今年度に入ってから6月末までの相談件数は5件で、都営住宅の関係や引越しをしたいけどどのようにすればよいか、という相談を受けている状況である。

○山本座長

海老澤委員は、障害の関係で相談が多いと思うが、何か意見はあるか。

○海老澤委員

精神障害の方や知的障害の方が親御さんから離れて一人暮らしをして、もしくは親御さんの方がお世話することが難しい年齢になってきて、自分が亡き後を考えて子どもに独立をしてもらいたいという思いから、支援者がいるグループホームへの入居相談を受けることは比較的多いが、一般の住宅への引越しについての相談はあまり受けていない。今回のセミナーについては、住宅の相談等も含めて相談を受けている基幹相談支援センターや一般相談を受けている支援事業所に対して、可能であれば周知できればよいと思う。

○山本座長

池嶋委員からは何か意見はあるか。

○池嶋委員

地域共生課は、福祉丸ごと相談窓口、生活困窮、地域づくり等の所管をしている部署である。議題1に戻ってしまうが、最近の困窮の度合いとして、住宅確保給付金や福祉の総合貸付等の給付金そのものが終わってしまう、もしくは特例だったものが本則に移るといったところから、新たな困窮者の様態に移っていると思う。またそれらが住居確保のための相談件数の伸びの一因になっているのではないかと思う。このような背景を踏まえて、困窮者は土壇場になって行政に相談に来るかと思うが、資料を拝見すると、住宅相談にもこのような流れがあるということを行政の中でどのように認識をしていくかが大事である。一方で地域づくりという観点で、市内の地域レベルでは懇談会等を開催している中で多く出てくる意見として、市からの情報の伝達がないという意見をいただく。今回の居住支援の関係もそうであるが、市としてはやっていることをどのように発信をすることで地域の皆様に浸透していくのか、何かよい方法があれば是非参考にさせていただきたい。

○山本座長

西東京市は居住支援協議会としての情報伝達としては、他の自治体と比較してもしっかりとやっている方だと思う。情報伝達の方法等について、事務局としてどのように考えているか。居住支援協議会として、地域の中で分かっていただくために何かしていることはあるか。

○事務局

昨年度の取組みとして、住宅課の事業を知っていただくために、民生委員の定例会や地域包括 支援センターの管理者の皆様の会に伺ったり、各病院の相談室の方にチラシをお持ちしたりする など、直接出向くことを心がけている。情報発信についてはどのようにしていくべきか、事務局 としては悩んでいるところである。

○山本座長

社会福祉協議会として、関根委員は何か意見はあるか。また、地域の中で皆様への制度の周知方法など、情報伝達の面で何か工夫をしていることはあるか。

○関根委員

社協としても講演会等を行ってはいるが、認知についてはまだ十分ではないと感じている。社協のプログラムの中では地道に商店街やお店に出向くこともあるが、居住の関係だと住宅相談については、本人以外からの相談も一定数ある。今回のセミナーは、居住支援に関係のある部署の職員等を対象ということで、住宅相談の現状を踏まえるとよいことだと思う。社会福祉協議会も様々な部署があるので、組織の中でも情報共有をして、このセミナーに参加して居住支援にについて知ることは大事だと思う。また入居支援において、契約成立までに時間がかかることを知ることは住宅探しをする上では大事な内容であると思うが、入居後の支援が必要な方の相談というのも必要になると思う。入居してからの支援がどのようなものがあるかを知ることができると関係機関も安心して相談ができると思う。

○山本座長

セミナーについて、古園委員から何か意見はあるか。

○古園委員

契約まで時間がかかるということは知っておいてもらいたい内容である。

○山本座長

セミナーの講師は種田氏に依頼予定とのことだが、高月委員からセミナーで何か伝えるべき内容などはあるか。

○高月委員

相談の実績を見ても地域包括支援センターからの相談が多いのがよく分かる。そこから西東京市が件数を集約して、関係機関に相談していると思うが、現場で地域の相談を受けている方達が住まいの相談を受けた時に、確実に住宅課へ繋ぐというルートを現場の皆様が認識していれば、住まいの相談について困ることがなくなると思う。他にはよくある相談として、引越しにおける費用面である。転居にはある程度費用が発生するが、生活保護の方であれば初期費用などは捻出できる場合もあるが、生活保護でない方からの相談でお金が全くない状況だとヒアリングに長い時間を取っても、結局駄目になってしまう場合がある。敷金・礼金が無料の物件も出ているが、仲介手数料や鍵交換費用などは発生するということは皆様にも共通認識としてもっていただきたい内容である。

○山本座長

セミナーでそのような部分についても教えてもらえるとありがたいと思う。 他に意見等はあるか。

~各委員 意見なし~

【議題3】西東京市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画【改定案】について

○山本座長

事務局からの説明を求める。

○事務局

<資料4-1から4-4について説明>

説明内容の要点は以下のとおり。

- ・現行の計画が令和5年度末で計画期間を満了するため、令和6年度からの計画を新たに策定する。
- ・本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度の5年間で予定。
- ・資料4-3の15ページの「1.公的賃貸住宅の供給の促進の(1)の市営住宅等」については、市営住宅のあり方を市として検討中のため、方針が決まり次第記載予定。(3) UR住宅・住宅供給公社住宅・都民住宅については、令和5年度に予算化した家賃低廉化補助制度について、公営住宅やUR住宅の活用を検討中で、その旨を記載予定。
- ・資料4-3の16ページの「2.民間賃貸住宅への円滑な入居の促進」について、居住支援協議会は令和2年7月に設立したことから、現在の本協議会の概要に変更。
- ・資料 4-3 の20ページの「4.賃貸人への支援策について」を新たに追加。令和5年度から住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の賃貸人に対する家賃低廉化補助制度及び住宅改修費補助を予算化し、専用住宅の登録数に関する数値目標と一緒に記載。
- ・資料4-3の20ページの下方からの「5.居住安定確保のための取組み」について、現行計画期間中に、事務局において住宅確保要配慮者からの相談を受ける中で認識した課題について、住宅確保要配慮者の属性ごとに記載。
- ・委員からの意見を踏まえ、11月頃を目途に素案を作成し、改めて委員に照会をかける。

○山本座長

事務局から説明があったが、資料4-3のP20、21の「5.居住安定確保のための取組み」について、従来の計画より対象者を詳細に、また内容もより踏み込んだものになっている。こちらの内容についての意見等をいただきたい。

先ずはP. 20のあたりから見ていきたいと思う。居住安定確保の取組みの(1)低所得者世帯に対する取組みの内容について、池嶋委員は何か意見等はあるか。

○池嶋委員

生活保護の世帯については、具体的な支援策が書かれているので分かりやすいと思う。地域共生課としては社会福祉協議会と連携はしているが、連携内容について整理しておく必要はあると思う。また、P.20に近隣住民とのトラブルという文言が入っているが、これはどのような状況での連携を想定して、不安を払拭するのか。もし何か、想定するものがあれば一例でもよいので教えてもらいたい。

○山本座長

池嶋委員の今の意見として、近隣住民とのトラブルはどのようなものを想定しているか、また行政としてどのような介入を想定しているのか、事務局として考えはあるか。

○事務局

例えばゴミの出し方でトラブルになり、ご近所から嫌がらせを受けてしまった場合、相談が入れば事務局が関りを持ち、ささえる手に依頼をする。その後、定期的に訪問をし、安否確認等をすることもある。他には過去の事例として、精神障害の方で大声を出してしまう方等は、関係機関に相談をし、病院と連携を取りながら住宅探しを進めたことはある。

○池嶋委員

トラブルにも様々なケースがあり、市民の方からの通報によるものもある。中には行政や警察、地域包括支援センターが介入することもあるが、それでも解決に至らないという場合がある。市の方でトラブルが発生した場合に対応するという文言が独り歩きしてしまうのではないかという心配はある。

○山本座長

貸主側の視点では、この部分が一番大変だと思うし、事務局としてもその部分を踏み込んで書いてくれたのだと思う。この部分の内容の表現については事務局として検討していただきたいと思う。また、今の話の流れで田島委員は何か意見等はあるか。

○田島委員

P. 20の下から4行目に記載の家賃の代理納付制度の活用について補足説明をしたい。入居の段階で生活保護世帯であれば、不動産事業者や貸主側からは、この入居者は生活保護世帯ということが分かるので代理納付制度を活用することができる。一方で入居後に生活保護世帯になった場合は、市としては守秘義務があるので、不動産事業者や貸主にはその旨を伝えることはできない。その場合、不動産事業者や貸主が何かしらの方法でご本人が生活保護世帯になったことを把握されて、家賃代理納付制度を活用できないか本人に相談し、本人から生活福祉課に相談すれば代理納付制度を活用することは可能である。この点が家賃の代理納付制度としての課題になるのではないかと思う。

○山本座長

田島委員の意見を踏まえて、事務局には家賃の代理納付制度の文言の表現について再度検討していただきたいと思う。また、社会福祉協議会のことについても触れられているが、関根委員から何か意見等はあるか。

○関根委員

低所得者世帯に対する取組みについて、社会福祉協議会についての記載があり、転宅費について生活福祉資金の貸付けの内容があるが、この制度は入口が狭くて、ご相談があってもなかなか

それに当てはまる人が少ないのが現状ではある。制度的な部分と代理納付制度や金銭管理支援事業だと権利擁護係の事業になるが、この金銭管理支援事業というものがどのようなものを指しているのか。例えば居住支援団体でやっているところもあるが、社会福祉協議会でやっている日常生活自立支援事業というものがある。田島委員の先程の意見であったように、途中で生活保護になった方で家賃を滞納して権利擁護係にケースとして相談が入り、社協から代理納付制度の活用が可能かどうかを生活福祉課と貸主に確認するということは実際に行っている。この金銭管理事業がどのあたりのことを指しているのか、表現としてここはあえてぼやかすのか、どのように検討していくのか、事務局の考えを聞きたい。

○事務局

被保護者の金銭管理支援プログラムなどで、代理納付ができない状況で金銭管理の支援員がつくことを条件として入居の審査が通ったこともあるので、具体的な事例として想定して記載をしたところである。

○山本座長

関根委員が言ったように、事業として様々な所で実施しているということがあるが、金銭管理 事業とするのか金銭管理事業等とするのか、今後検討してもらいたいと思う。

低所得者世帯に対する取組みについて、他に何か意見等はあるか。

○及川委員

田島委員から出た意見として、生活保護世帯になり代理納付制度を活用することになると、貸主によってはそもそも生活保護世帯には貸さない人がいる場合がある。そのような貸主の物件に住んでいる方が生活保護世帯になり、代理納付制度を活用することになった場合に、貸主がその世帯に対して貸さないという問題の発生が想定される。その場合の取扱いについて、検討していかなければならないと思う。中には建物全体として、生活保護の方を受け入れないというような運営をしているところもある。最初から生活保護世帯の方ということであれば貸主もその状況を把握することはできるが、途中から生活保護世帯となった場合で生活保護の方を受け入れていない物件に住んでいる方であると出ていかなければならないということが考えられる。

○山本座長

途中で出ていかなければならないというのは厳しい状況である。そのあたりの内容について、 計画に具体的に記載するのは難しいと思うが、内容についてはまた事務局で検討していただきた いと思う。

次に高齢者世帯に対する取組みについて、何か意見等はあるか。

○橘委員

こちらに記載している内容は概ねそのとおりだと思う。高齢者の中には孤立している方もいるので、高齢者支援課としては、普段から高齢者が孤立しないような取組みを進めているところである。孤立死という言葉があるが、高齢者の中には1人住まいの方で、静かに最期を迎えたいという方がいる。1人で亡くなること自体が絶対的に悪いことではなく、それを早く発見して、次に繋げていくことが大事だと考えている。

○山本座長

高月委員は、高齢者世帯に対する取組みについて、他に何か意見等はあるか。

○高月委員

入居までの支援は勿論大事ではあるが、実際に入居をしてからの支援も重要になると思う。その部分は既存の自治体で実施している支援制度等のボリュームを持たして記載することが必要だと思う。

○関根委員

地域福祉総合事業の中でも高齢者は8割位いるが、定期的に見守りや訪問を行い、病院等の手続きの支援をしている。あとは地域福祉推進係の方では、ささえあい訪問サービスを行っている。こちらの記載内容については、概ねそのとおりであると思う。

○名古屋委員

実務的にやっている中では、高齢者の方については、亡くなった方の告知のガイドラインが出ており、以前は入居者が居室内で亡くなった部屋については貸さないというのがあったが、見守りサービス等の記載がある等、徐々にではあるが改善されてきていると思う。また、残置物については、少額短期保険や保証会社の特約等で30万円までは出ることがあるが、ごみ屋敷のような部屋だと実際の費用として200万円程かかるということもあるので、やはりそこは貸主がリスクを感じるところであると思う。精神障害の方についての取組みについてであるが、精神障害の方の状態は変化するので、今本人の状態がよいからといっても、貸主側からすると先々のリスクを考えることになる。そこの部分を中々今すぐには無理でも何か公的な住宅を斡旋できれば良いと思う。あとはP.20の部分にあった、住宅確保の件でも専用住宅については、実際どのくらい利用者が増えているのか。貸す側からすると事業として貸すので、その辺りの補助金があっても、どの程度事業として回っていくのか、やることでどの位利益を出せるのか、そのような部分までシミュレーションをして出してもらえると、貸す側として分かりやすくてよいと思う。

○山本座長

専用住宅について、令和10年度末で35戸の目標となっているが、現時点での専用住宅の登録状況はどのような状況か。

○事務局

専用住宅については、現時点では4部屋が登録されている。

○山本座長

障害者等世帯に対する取組みについて、海老澤委員は何か意見等はあるか。

○海老澤委員

障害者の入居について、概ねこのようなケースはあると思うが、必ずしも足が悪い方ばかりではないと思うので、段差解消というのは高齢者世帯としても同じような考え方があると思う。課題としては、現在入居されている方が、事故等で身体障害になった時に、入浴の際の住宅改造を認めてくれる貸主があまりいないというところである。また、生活拠点を施設から民間賃貸住宅へ移す方はそう多くないと思う。一方で病院から地域に戻ってくる地域移行についても課題となってくるので、施設ということで考えるのであれば、「施設から」よりは「施設や病院から」と表現するのがよいと思う。また、「自立につながるような入居に関する支援」とあるが、どのくらいの支援をするかについては、受け取る人によってそのイメージも変わってくると思う。表現的には目指している所に絞りこみをかけるか、広い考えでこのような記載とするか等内容の整理はしておく必要があると思う。

また、P. 2の計画期間の部分について確認したい。住宅マスタープランとの整合を図るために 5年とあるが、整合性を図るのであれば計画期間を10年間として中間見直しを5年とするのがオーソドックスだと思う。事務局の考えを確認したい。

○山本座長

P. 21の書きぶりについては事務局と検討するということで、住宅マスタープランとの整合性について、事務局で何か意見等はあるか。

○事務局

計画期間については本計画の他に、空き家対策に関する計画や住宅・建築物の耐震化に関する計画がある。そのあたりの計画とのバランスや各制度によって内容が大きく変更になる場合もあるので、状況の見直し等を行うタイミングとして5年と考えている。計画期間等については、改めて検討する。

○山本座長

子育て世帯に対する取組みについて、岡田委員は何か意見等はあるか。

○岡田委員

子育て世帯の取組みの課題について、1つ1つ挙げられている課題については記載のとおりだと思う。ただその下に書いてある「課題に対して」という部分に書かれている連携の中身について、どのように連携を図ろうとしているのか、この書きぶりのみだと分からない部分がある。その中身について、住宅課がどのように考えているのか、その部分については共有しておかなければならないと思う。あと、そもそも住宅確保要配慮者に関するこの計画の子育て世帯がどのような子育て世帯として位置づけられているのか、改めてP. 2~3を見ると、5.住宅確保要配慮者の範囲には、子育て世帯に関する記載がなく、P. 3の〈参考〉の所に子ども(高校生相当以下)を養育している者と記載がある。この表現だと、子育て世帯を全て対象にしているのではないかと読み取れる。そうするとかなり広い対象になると思う。現状の子育て世帯の考えを踏まえると、今まではひとり親世帯に焦点が当たっていたのではないかと思う。そう思うと考え方を改めていく必要があるのではないかと思う。これまで注目していた部分とこれから注目していく部分が変わっていくのか、その辺りについて教えてもらいたい。

○山本座長

子育て世帯の考え方について、事務局として何か意見等はあるか。

○事務局

当初、住宅セーフティネット制度を開始した頃は、対象をひとり親世帯としていたが、居住支援協議会を設立するにあたり色々と協議をしていく中で、問題にしているのはひとり親世帯ではなく、若い夫婦で子どものいる世帯等若い夫婦に課題がある場合があり、そのような世帯にも関わっていく必要があるのではないかと考えた。元々ひとり親世帯としていたところから、子育て世帯に変更したという経緯がある。

○山本座長

それでは次にP.22の(6)外国人世帯に対する取組みと(8)DV被害者世帯に対する取組みについて見ていきたいと思う。外国人世帯の部分について、堀委員は何か意見等はあるか。

○堀委員

在留資格によっては、就労が限定的になる場合という部分について、その方の状況把握を正確にしないといけないという意味なのか。外国人世帯については、外国の方特有の問題が背後にあることが非常に多いので、弁護士などの専門家との連携が必要なケースが多いのではないかと思う。この部分の課題の洗い出しの仕方については相談させてもらえればと考えている。外国語対応については、今まで市の取組みとしてやってきたことが記載されているのでこちらで問題ないかと思う。また、P. 7に外国人の状況についてグラフで示されており、令和元年から令和3年にかけては確かに外国人の人数が減少はしているが、これはコロナの影響で行動が制限されて結果的に減っているという背景があり、令和4年度末には5,000人台まで回復してきている状況である。年々減少傾向という表現だと、実態を正確に反映していないので、国の動向等を踏まえても、また外国人の数は増加していくと予想されるので、この部分の書きぶりについても相談させてもらえればと思う。

○山本座長

確かに外国人の人数は今後増加していくと思う。外国人世帯への取組みの内容については、専門的な内容でもあるので、事務局として改めて所管の部署と調整の上、書きぶりを改めていただきたい。

次にDV被害者世帯について、和田委員から何か意見等はあるか。

○和田委員

概ねこのような課題があるということで認識はしているが、実際の表現の仕方としては、被害 者保護の観点もあるので、事務局と調整させてもらいたい。

○山本座長

次に(5)児童養護施設退所者と(9) 更生保護対象者に対する文言の内容について、何か意 見等はあるか。

○池嶋委員

(9) 更生保護対象者の部分について、地域共生課が保護司関係の所管の部署である。再犯防止の観点から、保護司の方と連携して取り組んでいくということは、市としても打ち出していく予定である。その中で何をしていくという点については、居住支援という部分は重要になってくるので、今後住宅課とも調整をさせてもらいながら参考にしていきたいと考えている。

○山本座長

児童養護施設退所者というのはケースとして非常に少ないと思うが、他の居住支援協議会でも 児童養護施設退所者に対する取組みは課題にもなっているので、是非その辺りは事務局として確 認していただきたいと思う。古園委員は何か意見等はあるか。

○古園委員

障害者等世帯の中で特に精神障害の方については対応が難しくて、見守りを誰がするのかという課題はもちろんのこと、見守り以外にも様々な課題を抱えている場合がある。

○山本座長

今までの内容を通して、及川委員は何か意見等はあるか。

○及川委員

協会の会員からの相談で外国人の方からの相談が多くなっている中で、不法滞在者や不法就労者も増えてきて、部屋を借りようと相談に来るが、借りられなくて帰っていくというのを聞く。不法ではない方が借りにきて部屋を貸すと、そこに不法滞在者等が入り込んできて、1人に貸したのに対して、8人位で住んでいるということが実際に事例としてあった。そのような状況が発覚した時点ですぐに解約すると、今度はその人達の行き場を失うという問題が発生する。その不法滞在者を国の方では強制的に送り返していないので、増加する一方である。その人達をどこに住まわせるのかは問題として出てくるので、このようなことは市というよりは国レベルで考える必要があると思う。また事務局に確認をしたいが、昨年度貸主や市民に対して、居住支援普及啓発動画を流していたと思うが、市民からの問合せ等何か効果があったか教えてほしい。

○事務局

動画については、不動産事業者向けのものについては配布をさせていただく中で、令和3年度までに今まで繋がりのなかった不動産事業者を通じて入居が決定したという事例もある。また、ASTA VISIONという田無駅前の大型LEDビジョンに流している動画を見て相談にきたという方も複数名いる。

○山本座長

今までの内容を通して、名古屋委員は何か意見等はあるか。

○名古屋委員

P.22 (5) の児童養護施設退所者の部分で、「保証会社の中には出身施設や市役所等の組織では緊急連絡先として認めてもらえない保証会社もある」という部分について、要するに緊急連絡先は個人でないと不可と保証会社から言われることが多い。これは児童養護施設退所者に限らず親族がいない高齢者等でも同じことが言える。一方で実は親族がいるのに教えていない場合や親族はいるが面倒をみたくない、関わりたくないというケースがある。その部分について、法定相続人であったりするので、その辺りの緊急連絡先としてどのようにしていくかというのが課題であると感じる。例えば亡くなった時の判断とか、室内にあるもののなかで価値のあるものがあったりする中で、法定相続人がいる場合は、配慮しなければならないこともあり、その辺りの部分について、全体的な中でも言えることだと思う。また、外国人関係についても、その時代によって住まわれる方の出身が変わってきている。最近ではベトナム系やアジア系が多い。宅建協会でも英語版の契約書というのもあるが、実際にそれを活用するには複雑なところもあり、我々としても言語については課題として抱えている。

○山本座長

緊急連絡先や保証人の問題は、児童養護施設退所者に限った話ではなく、居住支援協議会の役割として関わっていかなければならない課題の1つである。

他に意見等はあるか。

~各委員 意見なし~

最後に榊原副座長から何か意見等はあるか。

○榊原副座長

今回、計画改定の際に住宅課目線で案をお示ししたところである。今回いただいた意見を基に 内容を精査し、よりよいものを作っていきたいと考えているので引き続き委員の皆様にはご協力 をお願いしたい。

【その他】

○山本座長

何か意見等はあるか。

○高月委員

当日席上配布した「あんしん居住制度(チラシ)」の記載内容について説明。

○山本座長

事務局から何か連絡事項等はあるか。

○事務局

次回の本協議会の開催は、令和6年2月頃を予定している。

○山本座長

以上で、令和5年度第1回西東京市居住支援協議会を終了する。